

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

埴 町 長

市町村名 (市町村コード)	埴 町 (074837)	
地域名 (地域内農業集落名)	高 城 地 区 (稲沢、台宿、伊香、古宿、中沢、坂ノ下、下植田、真名畑下、真名畑中、真名畑上)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 19 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主に水稻を主とした農業経営が行われている。水田は一部10a区画であり道路幅員も狭い地域である。後継者不足問題もあり地区外の農業者による耕作が増えてきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

小規模農家が主であるが、水稻作付により耕作維持されているため今後も地区外からの農業者による作付に期待されている地区である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	260 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	260 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
小規模農家が主である為、規模拡大している農家、担い手への集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化を図るため、農地中間管理機構を活用し整理してゆく。
(3)基盤整備事業への取組方針
この地区は、基本30a区画規模の耕地が主であるが、一部10a区画のため農道や耕地の区画整理を計画していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の入作経営体や新規就農者の規模拡大へ作付耕作地の誘導を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在も作業委託などによるJA等のライスセンター等の利用を継続し農地の耕作を維持する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①獣害等の被害を抑えるため捕獲機の貸し出しを利用し被害防止に努める。②一部害虫防除のため受託業者の利用を図り広範囲の害虫防除に努めることとする。耕畜連携による家畜の堆肥の提供を受け耕地への施用も継続してゆく。⑦地域の多面的機能保全のための活動を継続してゆく。⑨飼料用稲や稲わらの畜産農家への提供もされているため継続していく。				